



京 都 労 働 局

平成26年9月22日

16時00分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担
当

京都労働局労働基準部賃金室

賃金室長 谷口 誠

賃金指導官 清水和義

電話 075-241-3215

最低賃金ポスターコンテストの作品募集

京都労働局長（局長 森川善樹）は、京都府（商工労働観光部）と連携し、本日官報に改正公示される京都府最低賃金について、その周知広報用ポスターのデザインコンテストを実施し、広く府民からデザインを募集することとしました。

入賞作品は、ポスターとリーフレットとして京都府及び全市町村、使用者団体、労働者団体等に配布することとなります。

募集の趣旨、概要は以下のとおりです。

京都労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト作品募集概要

1 趣旨

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

本日、官報に改正公示され、平成26年10月22日に発効する（効力を発する）最低賃金額について、広く府民に知っていただくとともに、最低賃金遵守の意識が高まるように、ポスターデザインコンテストを実施いたします。

2 募集作品

京都府最低賃金のポスターとして相応しく、最低賃金額がわかりやすいデザインとし、以下の文字が入った作品とさせていただきます。

- ・京都府最低賃金 時間額789円
- ・発効年月日 平成26年10月22日

3 賞の内容

京都労働局長賞 （ポスターデザインとして採用）
京都府最低賃金審議会長賞 （優秀賞 数点）
京都府商工労働観光部長賞 （優秀賞 数点）

応募の詳細は、別紙「京都労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱」参照